Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 21年 1月 26日 外務省·財務省·国土交通省

# <u>横浜港においてメガポート・イニシアティブ(MI)に係る</u> パイロット・プロジェクト(試行)を開始します

本年3月2日から横浜港南本牧ふ頭において、核不拡散及びテロ対策強化に資する取組であるメガポート・イニシアティブ(MI)のパイロット・プロジェクト(試行)を以下のとおり開始します。

なお、本パイロット・プロジェクトは、昨年7月3日に発表した、メガポート・イニシアティブに係るパイロット・プロジェクトの実施に関する米国との合意を踏まえ、我が国における実現可能性を検証するものです。

<パイロット・プロジェクト実施概要>

1. 実施場所

横浜港南本牧ふ頭 MC-1・2 コンテナターミナル

#### 2. 実施内容

(1)対象コンテナ

上記ターミナルの搬出入ゲートより搬出入される全てのコンテナ貨物

### (2) 実施手順等

- ① 搬出入ゲート部に設置した放射線検知施設により、搬出入されるコンテナ貨物について、放射線が放出されているか否かを検知(一次検査)。
  - ※当該検知施設からは放射線は一切照射されないため、トレーラー運転手や 貨物に危険が及ぶことはありません。
- ② 一次検査の結果、コンテナ貨物から一定のレベルを超える放射線が 検知された場合、財務省横浜税関に通報がなされ、詳細な検査の必 要性について判定。
- ③ その結果、必要と判定された場合には、税関は携帯型放射線検知装置を用いた検査を実施(二次検査)。
  - ※二次検査の結果を踏まえ、必要に応じて、更なる追加検査、関係機関への通報など適切な措置を講じます。

# 3. 今後の日程等について

- ・1月25日 放射線検知施設(一次検査用)の設置完了
- ・1月26日~ 上記施設の設定・運転等に係るテストを実施
- ・3月2日(予定)~ パイロット・プロジェクトを開始 ※パイロット・プロジェクトの開始日については、テストの実施状況等により

若干変更になる場合もございます。

## 4. その他

本パイロット・プロジェクトは横浜港埠頭公社及びターミナル運営会社の協力を得て実施するものです。

# <添付資料>

〇別添1:メガポート・イニシアティブに係るパイロット・プロジェクトの実施

イメージ

〇別添2:関係者向けリーフレット

(お問い合わせ先)

外務省北米局北米第二課 笹井

(直通) 03 (5501) 8278

財務省関税局監視課 課長補佐 水口

(直通) 03 (3581) 0039

国土交通省港湾局総務課 港湾保安管理官 鈴木

(直通) 03 (5253) 8070